

船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」運営に係る評価委員会設置要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市が船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」の活動についての評価を実施するため、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」事業実施要領第12条に基づく、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」運営に係る評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所管とする。

- (1) 「保健と福祉の総合相談窓口」の事業実績を把握・助言し、「保健と福祉の総合相談窓口」の効率的な運営を支援すること。
- (2) 事業委託の取消事由に該当するなど、「保健と福祉の総合相談窓口」が適正な活動を行えない場合は、船橋市に対し意見し、または改善勧告を要請すること。

(組織)

第3条 委員会は10名で組織し、内訳は別表のとおりとする。

2 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長等)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員による互選とする。

3 副委員長は委員長の指名により、これを定め、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

5 委員に事故があるとき又は欠けたときは、委員長が指名するものがその職務を代理する。

6 委員は、会議に出席ができないときは、代理者を出席させることができる。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を進行する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

5 委員会の会議における内容は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条の定めるところによる。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を、漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

（災害補償）

第7条 外部委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課が行う。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

		役職
外部委員	①	学識経験者 1 名
	②	地域福祉計画策定委員会委員又は 地域福祉計画推進委員会委員のうち 2 名
内部委員	③	児童家庭課長
	④	地域包括ケア推進課長
	⑤	健康政策課長
	⑥	障害福祉課長
	⑦	地域福祉課長
	⑧	生活支援課長
	⑨	保健所地域保健課長